

# 開発行為又は建築等に関する証明書 (法施行規則 60 条証明)の交付について

- 1 申請書は原本1部と副本1部の計2部提出してください。※市ホームページ「申請書様式ダウンロード（まち共創課）」よりダウンロードできます。
- 2 添付書類  
(基本的にすべて写しで可。その他確認資料の添付を求めることがあります。)  
●**共通事項**
  - (1) 建築確認申請書の写し(第一面～第六面まで)
  - (2) 位置図(案内図)、配置図、敷地求積図
  - (3) 計画建物平面図・立面図
  - (4) 申請地の登記事項証明書、地籍図等の公図
  - 市街化区域(敷地面積1,000㎡以上)・都市計画区域外(敷地面積10,000㎡以上)**
    - (1) 敷地の縦横断図(切土・盛土の高さを確認できるもの)
  - 市街化調整区域(農林漁業の用に供する建築物・農林漁業に従事するもの居住の用に供する住宅)**
    - (1) 耕作証明書(須賀川市農業委員会事務局で交付)
    - (2) 名寄帳または資産なし証明書(居住予定者全員のもの)
    - (3) 住民票(居住予定者全員のもの)
    - ※(2)(3)は作業所・倉庫等の場合は不要
  - 市街化調整区域(区域が編入になる以前から断続的に存する建築物)**
    - (1) 既存建築物の建築年や適法に使用されていたことがわかる資料等(名寄帳、登記事項証明書、閉鎖登記簿謄本、住民票など。どうしても不明な場合は要相談。)
    - (2) 不動産会社が一時的に線引き前住宅を取得し、売却目的で改築する場合や、住宅が除却された敷地を取得し再建築する場合は、自己用住宅以外に使用しない旨の確約書
- 3 申請から交付まで
  - (1) 申請書及び添付書類を正・副2部提出してください。
  - (2) 手数料は一通470円です。手数料納入書を交付しますので、銀行等で納付してください。領収書を持参いただくかFAX等でお送りいただき、納入事実を確認します。
  - (3) 事務手続が終了し次第、証明書交付が可能となりましたら連絡します。
  - (4) 来庁いただき、証明書を交付します。受領印は不要です。
- 4 留意事項
  - (1) 標準処理日数は「須賀川市開発許可等に関する事務処理要領第4条第1項」に基づき、14日となっております。しかし、実際はここまでの日数を要することはほとんどありません。  
なお、急いで交付して欲しいとのご要望にはお応えできません。
  - (2) 当該証明書が建築確認申請の際に必要などうかは、建築確認申請書を提出される確認検査機関に直接確認してください。